

平成28年度第1回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成28年4月21日（木） 午後6時45分～午後8時45分

2 場 所 サンサ右京 大会議室1

3 出席委員 （五十音順）

新家会長，宮本副会長

禹委員，岡田委員，小倉委員，小塩委員，國重委員，佐伯委員，佐藤委員，高林委員，

竹田委員，松田委員，矢野委員，山内委員，林小学校長

4 次 第

(1) 平成28年度「行動指針」について

(2) 緊急の方策に係る動向について

(3) その他

5 会議録

京都青年会議所副理事長である松田晋委員が新しく就任。

人事異動により，子育て支援政策監に上野壽世，子育て支援部長に西村潔，京都市小学校長会から校長会長の林明広が就任。

藤田副市長

熊本の地震で亡くなられた皆様，被害にあわれた皆様に御冥福・お見舞いを申し上げます。

京都市ではすでに現地向かった職員及びこれから向かう職員は160名以上おり，多くの職員が現場で対応している。しかしながら，支援が必要な状況は長期化することが予想されるため，皆様におかれても御支援・御協力をよろしくお願い申し上げます。

「京都はぐくみ憲章」は，多くの団体及び市民の皆様の実践推進により，大きな成果を上げてきた。しかし，残念ながら昨年度は小学生や高校生の大麻事案が発生してしまった。これまでから，緊急課題として，薬物が子どもの健康に及ぼす影響や，携帯電話・インターネット等が子どもの健やかな育ちに及ぼす影響について指摘し続けてきた。大人が責任をもって，これらの危険性から子どもを守るよう取り組むことを条例で明文化しているにも関わらず，このような大麻事案が発生したことは非常に残念である。しかし，今後も取組を一つ一つ積み重ねていかなければ，さらに事態が厳しくなっていくことを，皆様及び皆様が参加されている団体の方々と共有していただき，各団体の取組から何を引き出し，次の取組にどのようにつなげていくのかということ考えていただきたい。

今年度，上野壽世子育て支援政策監には，子どもはぐくみ局準備担当局長の肩書もある。来年の4月に「子どもはぐくみ局」を新たに創生する事になっており，この協議会も大きな役割を担うと考えている。また，貧困家庭の子ども対策に向けてプロジェクトチームを立ち上げ，上野政策監をリード，上田貧困家庭の子ども対策担当部長をサブリーダーとして全庁体制で「子どもの貧困」に取り組んでいる。「子どもの貧困」は経済的な意味での貧困を指しており，大変大きな問題である。経済的な貧困が子どもの育ちにおける貧困につながらないような対策が大きな課題である。

そのほかにも，子どもたちが健やかに育つためには，家庭や地域，職場において男女が協力し合う

ことが重要であり、男女共同参画社会を進める必要がある。

さらに、健康づくり健康長寿のまち京都にも取り組んでおり、一生涯を健康で過ごすための生活習慣を確立することは、子どもたちにとっても大変重要なことである。

まさに、子どもは社会の宝であり、その子どもを生み育てている子育て世代の方々も社会の宝という思いを持ちながら、京都で子育てをして良かったと思える環境づくりを、この推進協議会の皆様を中心に進めてまいりたいので、この一年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

(1)「はばたけ未来へ！京プラン」後期実施計画について

会長

まず、報告の1「はばたけ未来へ！京プラン」後期実施計画について、事務局から説明をお願いする。

事務局

資料1に基づき説明。

副会長

48～50 ページに重点プロジェクトとあるが、平成27年4月にスタートした「京都市未来こどもはぐくみプラン」との違いは、なぜこれらの内容が重点プロジェクトに位置付けられているのか。

事務局

「京都市未来こどもはぐくみプラン」は、後期実施計画の重点プロジェクト及び戦略を推進する3つ柱の内容を全て含んでいる。重点プロジェクトについては、「京都市未来こどもはぐくみプラン」の中から特に重点的に進めるべきものを抜き出している。

重点プロジェクトに位置付けた理由として、「京都はぐくみ憲章」の普及及び実践推進を基盤にしており、妊娠・出産・育児、幼児教育、そして放課後の居場所づくりや保幼小中学での支援というライフステージに合わせて記載している。

(2)緊急の方策に係る動向について

会長

次に、報告の2緊急の方策に係る動向について事務局から説明をお願いする。

事務局

資料2-1、2-2に基づき説明。

委員

(資料2-2)小学生からスマートフォンに関する取組を行うことは大切なことである。子どもたちに対する取組も大切ではあるが、病院の待合室で子どもが騒いでいる時や、子どもと電車に乗っている時でも保護者がスマートフォンを触っており、保護者向けの啓発にも取り組んでほしい。

例えば、3か月児健診において、スマートフォンを見ながらの子育てが、子どもに非常に大きな悪影響を及ぼすことを保護者に伝えてほしい。学校で子どもがスマートフォンとのつきあい方を学んでも、家に帰って保護者がスマートフォン依存症であれば、授業の効果が薄れてしまう。今後、スマートフォン以外使ったことのない若い保護者への、スマートフォンに対する意識付けが大変難しい問題となってくる。

また、若い世代はLINEやSNSで主に情報収集しており、ホームページさえあまり見ないので、啓発方法を工夫しなければならない。

委員

中学生もコミュニケーションの中心はLINEとなっている。しかし、返事をすぐに言葉で表現できる子と、なかなか言葉にできない子がいる。直接会って話す場合は、相手の表情から気持ちを読み取ることができるが、SNSでのコミュニケーションは相手の顔が見えないため、言葉で上手に表現できない子どもが隅っこに追いやられる。

最近では、スマートフォンだけでなく、タブレットやゲーム機等、あらゆる機器がインターネットにつながるので、インターネットやSNSを使用しないのではなく、いかに上手につきあっていくかが大切である。

委員

スマートフォンを見ながら子どもを育てると、親子の信頼関係を築くことができないことを、どのように保護者に伝えるかが課題である。

(3)「憲章の普及啓発及び実践の推進に関する平成28年度取組」及び「平成28年度審議事項及びスケジュール」について

会長

次に、議題の1「憲章の普及啓発及び実践の推進に関する平成28年度取組」について事務局から説明をお願いする。

事務局

資料3、4に基づき説明。

委員

4月から新しくなった母子健康手帳に「京都はぐくみ憲章」も掲載されているが目立たない。ほとんどの保護者が母子健康手帳に目を通すので、リーフレットを併せて渡すなど、憲章の啓発に活かさないか。憲章のリーフレットは、保護者の方に直接手渡ししているのか。憲章の普及に力を入れていることを多くの方に知ってもらうために、このマークをもっとアピールできればよい。

事務局

京都市では子どもが生まれた全ての家庭に「出産お祝いレター」として「子育て応援パンフレット」に憲章のリーフレットも同封して郵送していた。しかし、手渡しの方がより効果的であるため、

今年度から保健師が各家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」の際に保健師から直接手渡ししている。

委員

「出産お祝いレター」の中に家庭ごみ有料指定袋の引換券も同封されており、保護者に児童館の存在を知ってもらうために、児童館で引き換える仕組みとなっていたが、コンビニでも受け取れるように変更されたことにより、児童館を知る機会が減っている。

委員

ボールペンやリーフレットをイベント等で配布する場合、事務局に要求したら、必要な数を提供してもらえるのか。啓発グッズは毎年変わるのか。

事務局

ボールペンやうちわ等は、毎年変わるが、リーフレットは毎年必ず作成している。お問合せいただければ、啓発グッズをお渡しできる。

委員

「京都はぐくみ憲章」の重点行動である「薬物乱用対策」「児童虐待対策」「いじめ対策」「インターネット通信端末機器の危険性・依存性への対策」のすべてが学校に関わる内容である。「一人一人を徹底的に大切に教育」という京都市の教育理念のもと、全学校が様々な形で重点行動に関わる取組を推進している。また、クラスマネジメントシートに加え、いじめアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めている。学校も努力しているが、関係各課や各団体の皆さまにも御協力いただきたい。

委員

おやじの会では、薬物問題を踏まえ、今年度は薬物乱用防止対策に関する取組を計画している。動物園で9月に薬物乱用防止の啓発活動を行う予定で、その際に「京都はぐくみ憲章」の啓発活動も併せて行いたいと考えている。今後、推進協議会においても取組について報告させていただく。

委員

女性会では「京都はぐくみ憲章」を掲載したカレンダーを毎年作成し、小学校等に配付している。各団体が、様々な活動を通して熱心に憲章を啓発しているにも関わらず、なかなか広まらない。もっと親世代の協力が必要である。課題を抱える子どもの保護者が、学校に足を踏み入れない。そのような保護者との関わり方を模索している。

毎年、授業の中で地域の伝統を子どもたちに教えているが、その時に保護者やPTAにも積極的に関わってほしい。

委員

最近は、働きながら子育てしている親が多く、仕事と育児に熱心な結果、最も肝心な子どもに目を向けられていないことがある。

委員

左京区民生児童委員会では「ようこそお母さん事業」として、希望する保護者に、地域の遊び場や子育てサロンなどの子育て支援情報の情報を提供している。民生児童委員自身は「京都はぐくみ憲章」を実践しているという意識はないが、地域の子どものために熱心に取り組んでいる。すでに憲章を実践している団体の活動を憲章の実践と結びつけてほしい。

(4) 平成28年度行動指針（案）について

会長

事務局から説明をお願いします。

事務局

資料5に基づき説明。

委員

「京都はぐくみ憲章」に対して関心がない人たちに、情報を届ける方法を考えなければならない。人づくり21世紀委員会では、困っている親に対する分析・研究をしており、そのような人たちを救う方策を検討すべき。誰でも取り組めて、すぐにできて、成果が目に見える取組であることが大切である。例えば、薬物に関する必要最低限の知識を、自学自習できるようなシステムを提供していかなければならない。

委員

薬物についてインターネットで調べると、「タバコより害が少ない」という情報が流出している。保護者向けのチラシには、親自身がタバコの吸い方など、日頃の行動を見なおせるような突っ込んだ内容を記載すべきである。子ども向けのチラシには、インターネットで流出している「タバコより大麻は安全」という情報は間違いであるということを、科学的な理由と併せて記載すべきである。

また、「学校や警察に相談・連絡しましょう」とあるが、学校に相談すると、子どもに知られてしまうことを心配する保護者もいる。保健所であれば電話相談も可能なので、相談先の幅を広げて記載できればより良い。

子どもが事件を起こすと、地域から疎外されてしまう恐れがある。トラブルに巻き込まれた子どもを、地域で見守るような取組を推進しなければならない。

委員

大麻を吸っている子どもは、大麻には依存性がないと思っており、体に悪いと伝えても、悪くな

る前に辞められると思っている。自分に充実感がある時は薬物に手を出さないが、悩んでいるときに手を出してしまう。

委員

薬物やインターネットについて、保護者があまり危機意識を持っていない。学校は行動指針に沿って取組を推進しているが、保護者の方に意識がなく、啓発講座等に参加するメンバーはいつも同じである。今後も、ポスターを掲示したり、各団体の取組を伝えるなど、地道に活動していくしかない。

委員

団体によって啓発の方法は様々である。4つの重点行動から「薬物乱用対策」を啓発するのであれば、それぞれの団体に合った方法で、薬物乱用防止を広めれば効果がある。「禁煙が大麻などの薬物乱用のきっかけになることがある」と記載されているが、必ずきっかけになる。タバコを吸い始めた段階で辞めさせることが重要。

委員

今回の行動指針について異論はなく、各団体で取組内容を設定することは良いことである。

最近、自分に自信がない子どもも多く、そのような子どもは、SNSもしておらず、社会とつながることに怯えている。一方で、問題行動によって自分を表現している子どももいる。問題行動自体にとらわれるのではなく、背景にある課題を一つ一つ解決していく取組が大切である。

会長

本日は、委員の皆様には積極的に御発言をいただき、感謝申し上げます。具体的な実践については各団体や市民一人一人の力にかかっている。今後とも様々な場面で御協力をいただきたい。

(以上)